

官報

(号外)

独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務四七)

○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(環境一五)

(告示)

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件(総務一七五)

○船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同一七六)

○船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件の一部を改正する件(同一七七)

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同一七八)

○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同一七九)

(公告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、第四十回下水道技術検定実施・第二十八回下水道管理技術認定試験実施関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、無線墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

省令

○総務省令第四十七号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年五月七日
総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令
(電波法施行規則の一部改正)

第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「F二B電波一五六・五二五MHz並びに」を削り、「及び」を「F二B電波一五六・五二五MHz並びにF二D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を」に改め、ただし書を削る。

第十五条の三第五号(1)中「第四十九条の二十四第六項」を「第四十九条の二十四第六項第一号」に改め、同号中(10)を(10)とし、(12)から(14)までを(13)から(15)までとし、(11)の次に次のように加える。

(12) 設備規則第四十九条の二十四第六項第二号に規定する技術基準
第四十一条の二の六第八号を次のように改める。
八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

(1) F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備

(2) 簡易型船舶自動識別装置(1)に掲げる無線設備と併せて設置する場合を含む。
(3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十二号のレーダー

(無線設備規則の一部改正)
第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十八項中「インマルサット携帯移動地球局の」の下に「インマルサットD型のうちG二D電波を受信する受信装置」を加える。

第四十一条第四項中「二ワット以下」を「〇・七ワットから一・四ワットまでの間」に改める。
第四十五条の三の三の二第二号の表変調方式の項中「GMSK」の下に「(最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第四十五条の三の四第一項第一号八中「送受信」を「受信」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇ビット(許容偏差は百万分の五十とする。)であること。

変調指数	〇・五以内であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信開始時の周波数安定度	送信を開始して一ミリ秒経過後の周波数安定度は、(±) 1kHz以内であること。

第四十五条の三の四第一項第三号イの表感度の項を次のように改める。

感度	(一)一〇七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の信号を加えた場合のバケット誤り率は、二〇パーセント以下であること。
----	--

第四十五条の三の四第一項第三号イの表隣接チャネル除去比の項を次のように改める。

隣接チャネル除去比	感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、七〇デシベル以上であること。
-----------	--

第四十五条の十二の六第一号ハ中「特性及び」を「質問信号及び」に改め、同条第二号イ中「対して質問信号」の下に「又は抑圧信号」を加え、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 質問信号群(一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。)の送信の時間間隔に対して、質問信号(他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。)によつてA T Cトランスポンダが占有される時間が二パーセントを超えないものであること。

第四十五条の十二の十一第一号イ(5)中「一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。」を削り、「ジッタ」を「ジッタ」に改める。

第四十九条の二十四第六項を次のように改める。

6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 F D電波を使用する無線設備

イ 送信装置の条件

- (1) 送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットを自動的に選択できること。
- (2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。
- ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二五デシベル以上であること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

二 G D電波を使用する無線設備

イ 送信装置の条件

- (1) 送信速度は、毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。
- (2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。
- ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二九デシベル以上であること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の二十四第七項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号イ中「又は一六値直交振幅変調」を「一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同号ロ中「毎秒一三四、四〇〇ビット」の下に「毎秒一六八、〇〇〇ビット」を加え、「又は毎秒六〇四、八〇〇ビット」を「毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット」に改める。

別表第二号第一の表B D F Fの項を次のように改める。

F I B F I D	B D F F	
	0.5kHz	16kHz
6 MHz	1.673MHz、1.680MHz又は1.687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
2 kHz		船舶局及び海岸局の無線設備であつて、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はチュータ伝送に使用するもの
		ラジオ・ブイの無線設備

別表第二号第五の6を次のように改める。

6 インマルサットD型の無線設備

- (1) F I D電波を使用するもの 512Hz
 - (2) G I D電波を使用するもの 30kHz
- 別表第二号第五の(6)を(①)、「(5)を(②)」、「(6)の次に次のように加える。
- (7) 変調信号の送信速度が毎秒336,000ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの
 - ア 一六値直交振幅変調 95kHz
 - イ 位相変調 190kHz
 - (8) 変調信号の送信速度が毎秒420,000ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 95kHz
 - (9) 変調信号の送信速度が毎秒504,000ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 95kHz

別表第二の表5の(ア)及び(イ)の次に次のように加える。

(4) 変調信号の送信速度が毎秒168,000ビットのものであって、位相変調のもの 95kHz
別表第二の表5の(ロ)次に次のように加える。

(1) 変調信号の送信速度が毎秒672,000ビットのものであって、一六値直交振幅変調のもの 190kHz

(2) 変調信号の送信速度が毎秒840,000ビットのものであって、三二値直交振幅変調のもの 190kHz

(3) 変調信号の送信速度が毎秒1,008,000ビットのものであって、六四値直交振幅変調のもの 190kHz

別表第二の表5の(ウ)及び(エ)の次に次のように加える。
(5) インターサット携帯移動地球局のインターサットD型の送信設備
ア F1D電波を使用するもの

変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第一号に示す曲線の値とする。

イ G1D電波を使用するもの

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz幅の等価等方輻射電力が(一) 38dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
156MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(一) 84.8dBW以下
156MHzを超え165MHz以下	任意の9kHz幅における尖頭電力が(一) 100.8dBW以下
165MHzを超え230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(一) 84.8dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が(一) 77.8dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が(一) 71dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が(一) 70dBW以下
1,605MHzを超え1,610MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が次式により求められる値以下 -80+34/5 (f-1605) dBW fは、MHzを単位とする周波数とする。

1,610MHzを超え1,626MHz以下 任意の100kHz幅における平均電力が(一) 46dBW以下

1,626MHzを超え1,626.5MHz以下 任意の3kHz幅における平均電力が(一) 36dBW以下

1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下 任意の3kHz幅における平均電力が次の値以下
(1) Δfが0kHzを超え100kHz以下の場合、
(一) 3dBW以下
(2) Δfが100kHzを超え200kHz以下の場合
は、(一) 16dBW以下
(3) Δfが200kHzを超え700kHz以下の場合
は、(一) 36dBW以下
(4) Δfが700kHzを超え34,000kHz以下の場合
は、(一) 46dBW以下
Δfは、kHzを単位とする搬送波の中心周波数
±16kHzからの離調周波数とする。

1,660.5MHzを超え1,661MHz以下 任意の3kHz幅における平均電力が(一) 36dBW以下

1,661MHzを超え1,690MHz以下 任意の100kHz幅における平均電力が(一) 46dBW以下

1,690MHzを超え3,400MHz以下 任意の100kHz幅における平均電力が(一) 71dBW以下

3,400MHzを超え10.7GHz以下 任意の100kHz幅における平均電力が(一) 65dBW以下

10.7GHzを超え21.2GHz以下 任意の100kHz幅における平均電力が(一) 59dBW以下

21.2GHzを超え40GHz以下 任意の100kHz幅における平均電力が(一) 53dBW以下

別表第二の表5の(オ)及び(カ)の次に次のように加える。

(4) 占有周波数帯幅の許容値が95kHzの場合
搬送波の中心周波数±50kHz

別表第二の表5の(キ)及び(ク)の次に次のように加える。

(6) 占有周波数帯幅の許容値が190kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz

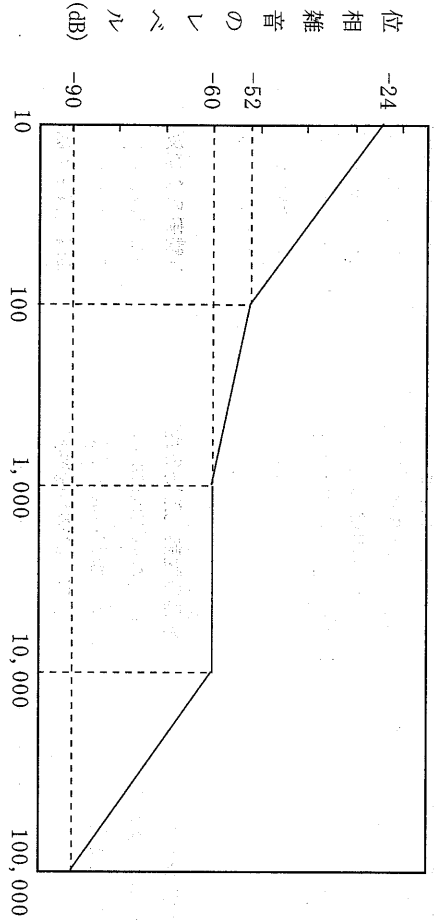
別表第二の表5の(ケ)及び(コ)の次に次のように加える。

(4) 占有周波数帯幅の許容値が95kHzの場合
搬送波の中心周波数±50kHz

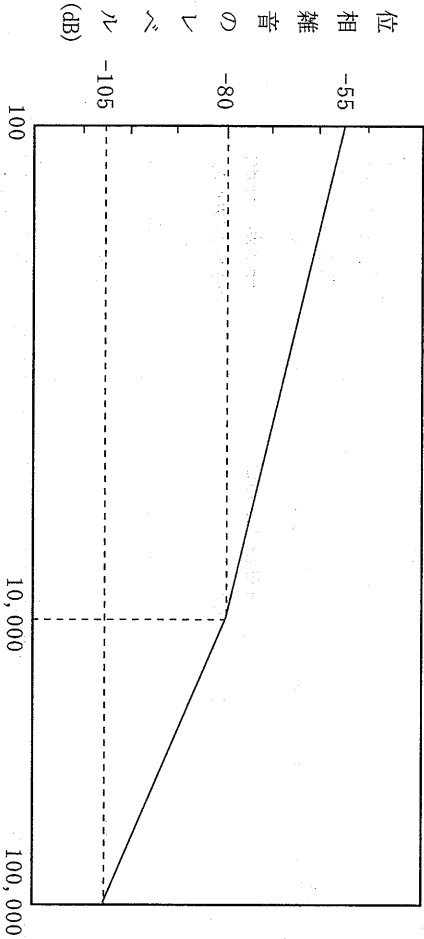
別表第二の表5の(サ)及び(セ)の次に次のように加える。

(6) 占有周波数帯幅の許容値が190kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz

別図第一号中「(別表第3号14、34及び35関係)」を「(別表第3号14、35及び36関係)」に改め、同図の5中「送信設備」の次に「のうちF1D電波を使用するもの」を加える。
 別図第四号の九の5を次のように改める。
 5 インターネット携帯移動地球局のインターネットD型の送信設備の位相雑音のレベル
 (1) F1D電波を使用するもの



(2) G1D電波を使用するもの



別図第一号中「及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号」を「質問信号送信設備及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号」と改め、同図の5中「ACASにおいて、モードC応答」を「質問信号送信設備及びACASにあつては、応答」と改め、「モードC又はモードC一括の」と改め。

(無線機器型式検定期則の一部改正)
第三条 無線機器型式検定期則(昭和二十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。
 別表第一号の表船舶自動識別装置の機器の項中「及びF2B電波156.525MHzを使用する」を「F2B電波156.525MHzを受信する」に改める。

附則

(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

- この省令の施行の際現に型式について総務大臣の行う検定(以下「型式検定」という。)に合格している船舶自動識別装置に係る無線設備の条件は、第二条による改正後の設備規則第四十一条第四項及び第四十五条の三の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該無線設備に係る型式検定の合格の効力は、この省令の施行後においても、なお有効とする。

○環境省令第十五号

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十八号)の施行に伴い、並びに大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十八条の十四、第十八条の十五第三項並びに第十八条の十七第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月七日

環境大臣 石原 伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第三号を削り、同項第四号中「届出をする者」を「特定工事を施工する者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十六条の四第一号二中「現場責任者」を「特定工事を施工する者の現場責任者」に改め、同号二を同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 第十六条の四の次に次の六条を加える。

(特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)

第十六条の五 法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等(平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

(解体等工事に係る説明の時期)

第十六条の六 法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに(当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日から十四日前までに)行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合に於ては、速やかに行うものとする。

- 備考
- 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他
集じん・排気装置の種類・型式・設置数	
排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 (回))
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、温潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着剤等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び揭示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。
- 様式様式裏面中、「特定粉じん排出者」の次に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、由主施工者」や「特定粉じん発生施設の状態」の次に「解体等工事に係る建築物等の状況」や「特定工事の場所」や「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」及び「特定工事」や「解体等工事」を記入する。
- 別紙
- 1 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この省令の施行の際現に行われている特定粉じん排出等作業に係るこの省令による改正後の別表第七の規定の適用については、同表の一の項の下欄八及びハ中「初めて」とあるのは、「この省令の施行後初めて」とする。
 - 3 この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る第十六条の六の規定の適用については、同条中「解体等工事の開始前までに(当該解体等工事に該当し、かつ、当該工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに)」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

告 示

○総務省告示第百七十五号
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年五月七日 総務大臣 新藤 義孝

第一項中「場合」の上段に「(第三項に規定する場合を除く)」を加え、「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「船舶局」の下段に「無線航行移動局」を加える。

第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
三 現に免許を受けている無線航行移動局を廃止して当該無線航行移動局の無線設備をそのまま継続使用することもに他の無線設備を追加して船舶局を開設する場合であつて、開設しようとする船舶局が次に掲げる条件に適合するもの

- 1 無線設備の設置場所が現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の設置場所と同一であること。
- 2 現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の全部又は一部を使用するものであること。
- 3 追加される無線設備は、法第四条第二号の適合表示無線設備とあること。

○総務省告示第百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の四第一項第五号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百二十二号（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年五月七日 総務大臣 新藤 義孝

- 1 第一の二を次のように改める。
- 2 送信装置

1 二つの異なる周波数で交互に送信を行うこと及びそのこと。
2 メッセージの構造は次のとおりとし、その他メッセージに関する事項は「RTU-R 勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ）」M.1371に準ずる。
ビット数 8 24 8 96~1008 16 8 24~208

立ち上がり	トレーニングシーケンス	スタートフラグ	データ	チェッカサム	エンドフラグ	バックラッシュ
ビット数 6	ビット数 2	ビット数 30	ビット数 6	ビット数 2	ビット数 30	ビット数 6
メッセージID	レポート表示	ユーザーID (MMSI)	その他のメッセージ (固有のデータ)			
						最大970

○総務省告示第百七十七号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百十四号（船舶自動識別装置の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年五月七日 総務大臣 新藤 義孝

第二項中「及び三から五まで」を「三及び四」に改める。

○総務省告示第七十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日
別表第二十三号の表中

総務大臣 新藤 義孝

設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I MD	を
設備規則第49条の24第6項第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	I MD	
設備規則第49条の24第6項第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	I MD 2	に

○総務省告示第七十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第二十八項、第四十九条の二十四第六項第一号二及び同項第二号二の規定に基づき、平成十七年総務省告示第二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

総務大臣 新藤 義孝

第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備

- 一 一般的条件
 - 第一の一の条件に適合すること。
- 二 送信装置の条件
 - 一 等価等方輻射電力は、次のとおりとする。
 - 1 F-D電波を使用するもの
 - 九デシベル（ワットを○デシベルとする。）を超えてはならない。ただし、衛星を指向する運用角度においては、（一）三デシベル（ワットを○デシベルとする。）以上九デシベル（ワットを○デシベルとする。）以下であること。
 - 2 G-D電波を使用するもの
 - ア センシブル（ワットを○デシベルとする。）を超えてはならない。この場合において、許容偏差は（一）一デシベルから（十）一デシベルまでの範囲とする。
 - イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
一五六MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル以下（ワットを○デシベルとする。以下この欄において同じ。）
一五六MHzを超え一六五MHz以下	任意の九kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）一〇〇・八デシベル以下

三 受信装置の条件

インマルサットD型の受信装置のうちG-D電波を使用するものについては、副次的に発する電波等の限度は、二の2のイに規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。

一六五MHzを超え二三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル以下
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）七七・八デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七二デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における平均電力が（一）一〇三デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式で算出した値以下 $180 + 8 / 5 (f - 1605)$ (デシベル) fは、MHzを単位とする周波数とする。
一、六一〇MHzを超え一、六二六・五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七二デシベル以下
一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下	任意の三kHzの帯域幅における平均電力が（一）六三デシベル以下
一、六六〇・五MHzを超え一〇・七GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七二デシベル以下
一〇・七GHzを超え二二・二GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）六六デシベル以下
二二・二GHzを超え四〇GHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル以下